

政 法 第 9 3 6 号
答 申 第 4 4 5 号
平 成 2 8 年 7 月 4 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年7月30日付け政法第1128号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第554号

平成26年6月26日付けで異議申立人から提起された、平成26年6月19日付け政法第717号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年5月20日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「政策法務課が作成・発出した経過（起案～協議～決裁～発出等）が判明する情報 ・政法第2909-1・政法第2913-1・政法第2906-1・政法第2921-1・政法第2914-1・政法第2914-1-2・政法第2916-1・政法第2917-1・政法第2915-1・政法第2911-1・政法第2907-1・政法第2922-1・政法第2908-1・政法第2965（いずれも2014年3月27日）」

3 特定した対象文書

実施機関は以下の（1）から（15）までの対象文書を特定した。（以下（1）から（15）までを併せて「本件対象文書」という。）

（1）情報公開事務に係る苦情の処理の結果について

（H25）苦情事案1（教育委員会（教育庁企画管理部福利課））（以下「本件対象文書（1）」という。）

（2）情報公開事務に係る苦情の処理の結果について

（H25）苦情事案2（教育委員会（企画管理部福利課））（以下「本件対象文書（2）」という。）

（3）情報公開事務に係る苦情の処理の結果について

（H25）苦情事案3（教育委員会（教育庁教育振興部学校安全保険課））（以下「本件対象文書（3）」という。）

（4）情報公開事務に係る苦情の処理の結果について

（H25）苦情事案4（教育委員会（教育庁教育振興部教職員課））（以下「本件対象文書（4）」という。）

- (5) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案5、苦情事案6 (教育委員会 (企画管理部教育総務課、福利課)) (以下「本件対象文書 (5)」という。)
 - (6) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案7 (教育委員会 (教育庁企画管理部教育総務課)) (以下「本件対象文書 (6)」という。)
 - (7) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案8 (教育委員会 (教育庁企画管理部教育総務課)) (以下「本件対象文書 (7)」という。)
 - (8) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案9 (教育委員会 (企画管理部教育総務課、福利課)) (以下「本件対象文書 (8)」という。)
 - (9) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案10、11、13 (教育委員会 (教育庁企画管理部教育総務課、福利課)) (以下「本件対象文書 (9)」という。)
 - (10) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案12 (知事 (総務部政策法務課)) (以下「本件対象文書 (10)」という。)
 - (11) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案14 (教育委員会 (教育庁教育振興部教職員課)) (以下「本件対象文書 (11)」という。)
 - (12) 情報公開事務に係る苦情の処理の結果について
(H25) 苦情事案15 (教育委員会 (教育庁企画管理部教育総務課及び同部福利課)) (以下「本件対象文書 (12)」という。)
 - (13) 千葉県個人情報保護条例に係る苦情の申立てに係る調査結果について (通知) (以下「本件対象文書 (13)」という。)
 - (14) 平成25年度第2回千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会会議録の作成について (以下「本件対象文書 (14)」という。)
 - (15) 口頭により説明を求める方法による苦情調査の調査記録について
(H25) 苦情事案1から苦情事案15まで (以下「本件対象文書 (15)」という。)
- 4 実施機関による決定
実施機関は平成26年6月19日付け政法第717号による行政文書部分開示決定 (以下「本件決定」という。) を行った。
- 5 異議申立て
異議申立人は、本件決定を不服とし、平成26年6月26日付けで、異

議申立てを行った。(以下「本件異議申立て」という。)

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 実施機関は本件請求に対し、条例第8条第2号、第6号該当として本件決定を行い、異議申立人に対し通知を行った。
- (2) 異議申立人は指定された日時に千葉県情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)に赴いたところ、千葉県総務部政策法務課(以下「政策法務課」という。)情報公開班〇〇〇〇並びにX(以下「〇〇ら」という。)が現れ、本件対象文書を提示した。
- (3) しかし実施機関は、開示すべき行政文書を改ざんし、虚偽の文書を開示した。

異議申立人から改ざんの指摘を受け、〇〇らは「すぐに作り直す。その間、見て、待ってほしい」と、異議申立人に指示をした。

- (4) 〇〇と共に現れたXは身分証を携行しておらず、職氏名を問うたが、全く聞き取れなかった。
- (5) 〇〇らは改ざんを正すために要する時間を示さず、いつまで待てばいいのかとの質問にも一切回答をしなかった。
- (6) 責任ある上司に説明を求めたいので呼んでほしいと重ねて要請したものの、〇〇は「私が上司に連絡する」と拒み続けた。〇〇らの不当な隠蔽工作が続くので、異議申立人は「このような状態では正常な開示を受けることはできない」と指摘し、真正な情報を閲覧できないまま退室を余儀なくされた。

3 意見書の要旨

- (1) 本件異議申立ては、政策法務課の違法な公権力の行使によって、条例で保障された情報開示を受ける権利を侵害されたため、その救済を求め提起した。

センターにおいて開示請求した情報の開示を受ける際、政策法務課職員2名は本来独立した一個の情報を不正に編集し直し、異議申立人が正しく知ることができないようにした。職員らが行った行為は明らかに改ざんである。

- (2) 様態は以下のとおりである。表面1頁で構成されている行政文書の裏面に他の行政文書の1頁目を複写し、その後すべての行政文書を途切れることなく前に詰めて複写を続けた。このことによって、本来独立しているは

ずの行政文書の形が崩され、本件対象文書の始まりと終わりの区別が不明にされていた。

- (3) 実施機関は理由説明書で「対象文書をすべて両面複写し」と主張するが、職員らは4頁の行政文書を単に両面刷りし、2頁としたのではなく、前の行政文書の裏面に次の行政文書の1頁目を複写し、その2頁目を新たな1面に複写し、その後同じことを途切れることなく続けることで、個々の行政文書が有している独立を破棄し、あえて閲覧判読不能にした。
- (4) 理由説明書では「職員2名が立ち会い説明する予定があった」と説明するが、そもそも職員が立ち会う目的は、開示する行政文書の内容を説明するためであり、行政文書の不当編集改ざんを説明するためではない。また理由説明書において、異議申立人が「例外は認めない」と発言したように主張するが、そもそも条例に基づく開示に際し「例外」を強要することは問題で、異議申立人の記憶によると、こうした言葉のやり取りはなかった。
- (5) 異議申立人がこうした不当行為を指摘した際、職員の一人が「複写しなおす」と言い、そこで所要時間を尋ねたところ両職員は返答しなかった。
- (6) その後も繰り返し、どのくらいの時間がかかるのか、いつまで待てばよいか尋ねても回答がなかった。そこで、開示を受ける権利の侵害を受けていることを指摘し、その場を辞した。知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）に違反し、公権力を行使して、異議申立人が開示を受ける権利を侵害したのは明白である。
- (7) 2015年の1月16日に実施した意見陳述において、意見陳述の機会設定に不備があり、十分な機会が与えられなかったもので、再度陳述の機会を与えるよう申し入れたものの、その後放置されたままである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書の内容

(1) 本件対象文書(1)から本件対象文書(12)までについて

ア 起案文書

苦情処理の結果についての起案文及び伺いである。

イ 苦情処理結果通知書

条例第27条の2第3項本文の規定により、苦情申出人から申し出があった苦情について、千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）が苦情申出人に発した苦情処理結果通知書（以下「結果通知書」という。）である。

結果通知書には、日付、文書番号、宛て（苦情申出人氏名）、発信者名等、処理結果、担当委員名が記載されている。

ウ 実施機関に結果通知書の写しを送付した通知文（以下「通知文」という。）

通知文には、日付、文書番号、宛て、発信者名が記載されている。

エ 苦情調査に係る説明書

推進会議苦情処理調査部会委員が行った調査についての実施機関からの回答である。

苦情調査に係る内容及び、添付資料で構成されている。

(2) 本件対象文書（13）について

千葉県個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに関する苦情を処理した通知書である。

日付、文書番号、宛て（苦情申出人氏名）、発信者名、苦情処理の内容が記載されている。

(3) 本件対象文書（14）について

平成26年3月17日に実施された平成25年度第2回推進会議苦情処理調査部会の会議録である。

起案文書、会議録及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領で構成されている。

(4) 本件対象文書（15）について

平成25年12月11日に実施された、口頭による苦情調査の調査記録（以下「調査記録」という。）である。

起案文書及び調査記録（案）で構成されている。

2 本件決定の理由

(1) 本件決定は、条例第8条第2号の個人情報、第6号の事務事業情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書（1）から（13）及び（15）中、苦情申出人の氏名（印影中の氏名含む）、住所（郵便番号を含む）、就業所名及び所在地は、個人に関する情報であって特定個人が識別される情報のため、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示となる情報である。

また、本件対象文書（2）及び（5）中、2013年7月1日付け文書中の記載（3カ所）については、条例第8条第2号本文前段に規定される、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものに該当するため、不開示となる情報である。

上記各情報は、いずれも同条ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当しない。

(3) 条例第8条第6号該当性について（本件対象文書（14））

推進会議苦情処理調査部会において、苦情処理について適正な結論を得るためには、委員同士の自由で忌憚のない議論が必要である。推進会

議苦情処理調査部会での議論の内容を公開すると、どのような発言内容がなされたかが明白となることから、自由な発言の妨げとなり、苦情処理調査という県の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立てについて

(1) 異議申立人は本件決定の取り消しを求めているが、本件対象文書を特定し、理由を付して本件決定を行ったものであるから、本件決定に至る手続及び本件決定に瑕疵はなく、これを取り消す理由はない。

(2) 異議申立書に記載の「異議申立ての理由」について

ア 異議申立人は、改ざんされた虚偽の文書を開示されたが、改ざんの指摘を受けた職員はその事実を認めず、すぐに真正な開示文書を作り直すから、その間目の前に置かれた改ざん物を見て待つてほしいと指示されたと主張しており、ほかにもその時の職員の違法行為について述べている。

イ 異議申立人の言う改ざんとは、担当職員が、本件対象文書の全てを両面複写し、閲覧に供したことを指しているが、①本件対象文書の枚数(両面複写で297枚)が多いこと、②本件対象文書の内容等から、文書の区切りの判断は容易であること、③開示実施に職員2名が立ち会い説明する用意があったことなどから、請求者の利便性も考慮し、本件対象文書を両面複写で用意したものである。

事務取扱要綱第4の1(2)エに「写しを作成する際の片面・両面の取扱いは、原則として、原本と同様になるように行う。」と記載されているところ、異議申立人は例外を認めないとのことであつたので、担当職員は「すぐに写しを作り直す」旨を異議申立人に言ったが異議申立人は受け入れなかった。

以上のことより、両面複写は本件対象文書の改ざんではなく、異議申立人に本件対象文書を閲覧させなかった事実は全くない。

本件決定には上記(1)のとおり違法・不当となる理由はなく、また、開示実施が行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの。)第1条所定の「公権力の行使」に該当するとした場合にあつても、不当・違法と評価されるとは到底言えない。

よって本件決定及びこれに伴う開示実施に至る処分・手続に不当・違法な点はなく、本件異議申立てには理由がないため棄却されるべきである。

4 口頭意見陳述について

(1) 口頭意見陳述の実施

平成27年1月16日に、異議申立人による口頭意見陳述が実施された。

(2) 口頭意見陳述での異議申立人の主張について

異議申立人は、口頭意見陳述の日程調整の段階において時間の提示がなく、補佐人申請ができなかったから、改めて補佐人申請を受けた上で口頭意見陳述が実施されるべき旨を主張する。

しかし、補佐人の申請は、口頭意見陳述の実施通知後においても十分可能であったと言え、異議申立人の主張は本件決定を違法又は不当とする理由には当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立ての理由について

異議申立人は、本件決定の取り消しを求めているが、異議申立て理由としては本件対象文書の開示の実施に関することのみを主張しており、不開示部分についての主張はしていない。

よって当審査会は、開示の実施に関する主張についてのみ検討する。

2 本件対象文書を改ざんしたとの主張について

(1) 異議申立人は、開示の実施の際、担当職員が表面1ページで構成されている行政文書の裏面に他の行政文書の1ページ目を複写し、その後すべての行政文書を途切れることなく前に詰めて複写を続けるという状態で、本来独立した一個の情報を不正に編集し直し、正しく情報を知ることができないようにした行為は改ざんである旨を主張している。

(2) しかしながら、行政処分である本件決定が取り消されるためには、本件決定自体に手続又は実体上の瑕疵がある等の違法事由が存在しなければならず、開示の実施方法が不当との主張は、本件決定を取り消す理由にはならない。

(3) なお、念のため、当審査会において、実施機関が異議申立人の閲覧に供した本件対象文書の写しを見分したところ、原本は片面・両面が混在しているにも拘わらず、当該写しは、いずれも全て両面で複写されていることが認められた。

もっとも、当該写しと本件対象文書の原本とを比較したところ、当該写しには、ページの欠落など情報の脱漏は確認されなかった。したがって、複写方法の当否はともかく、実施機関が本件対象文書を改ざんしたとは認められない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

5 附言

事務取扱要綱第4の1(2)エには、「写しを作成する際の片面・両面の取扱いは、原則として、原本と同様になるように行う。」と規定されている。

したがって、本来は原本が片面で印刷されていれば写しも同様に片面で印刷し、原本が両面で印刷されていれば写しも同様に両面で印刷するのが原則である。

一方で、本件事案においては、対象文書の枚数が極めて多いため、例外的に、両面印刷とすることも考えられなくはない。

しかしながら、請求者との調整なしに両面印刷することは、例外的な運用をするにあたって慎重さを欠いており、上記要綱の規定に照らして適切ではない。

今後は事務取扱要綱に従った適切な運用に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月30日	諮問書の受理
平成27年12月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年1月19日	異議申立人から意見書の受理
平成28年5月30日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)